

## 第2期岡山県障害者計画（仮称）策定方針について

## 1 計画策定の理由

「岡山県障害者長期計画」は障害者基本法に基づき、都道府県に策定が義務付けられているものである。

現在の「岡山県障害者長期計画」の計画期間が、本年度をもって満了するため、次期計画となる「第2期岡山県障害者計画（仮称）」を策定する。

現在、国においては、障害のある人のための制度の抜本的改革に向け、障がい者制度改革推進会議を開催して検討を進めており、障害者基本法の改正を含む制度改革の内容が具体化した時点で新計画を策定した方が内実のある計画となることは確かであるが、県障害者計画は、障害のある人に対する県施策の指針となるものであり、空白期間を置くことはできないので、本年度、次期計画を策定する。

なお、国の制度改革の内容が具体化した場合には、次期計画の期間中であっても、計画の改訂（若しくは新計画の策定）を行うこととする。

## ●障害のある人に関する計画

計 画 名	H11	~	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
岡山県障害者 長期計画 (障害者基本法)	←-----→							←-----→						
	H15 一部改訂 (支援費制度)							第2期岡山県障害者計画 (仮称)						
	H19 一部改訂 (障害者自立支援法)													
岡山県障害 福祉計画 (障害者自立支援法)			←-----→				←-----→							
			第1期				第2期							

区 分	障害者長期計画(障害者計画)	障 害 福 祉 計 画
法的根拠	障害者基本法第9条第2項	障害者自立支援法第89条第1項
所轄省庁	内閣府	厚生労働省
内 容	障害者の施策に関する基本的な計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制に関する計画

## 2 計画策定の方向

### (1) 第2期実施計画（改訂版）策定後の動向への対応

- ・平成19年3月に策定した現計画の「第2期実施計画（改訂版）」以降の動向を計画に盛り込むこととする。

### (2) アンケート調査結果の活用

- ・平成22年3月に実施したアンケート調査結果の内容も踏まえて、計画を策定する。

### (3) 計画書の構成の見直し

- ・現計画は2度にわたり実施計画の策定・見直しをしたため、施策全体の構成が把握しづらくなっていることから、全体を再整理する。
- ・また、県において作成する他計画と齟齬を生じさせないように、要点を簡潔に記載する。
- ・各分野ごとの施策の展開について、現状と課題を分析し、重点施策と主要事業を記載する。また、事業一覧を作成し、施策の全体像を分かりやすくする。

### (4) 障害福祉計画との関係

- ・障害者自立支援法に基づく障害福祉計画（現計画は第2期）は、本計画の生活支援分野の実施計画として位置付ける。

### (5) 数値目標について

- ・数値目標設定の骨格をなす障害福祉サービスの提供・整備に関する事項や地域生活支援に関する事項については、障害福祉計画において目標設定されていることから、本計画においては数値目標の設定は行わず、各分野の施策の方向性を記述により示すこととする。

## 3 計画の概要

### (1) 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする。

なお、国の制度改革が具体化した時点で速やかに改訂（若しくは新計画の策定）を行う。

### (2) 計画の基本理念

ノーマライゼーションの考え方にに基づき、現計画の基本な考え方となっている

「自立の支援」・「主体的な選択の尊重」・「地域で共生する社会の実現」を引き続き、本計画においても、基本理念とする。

## <計画の基本理念>

### **自立の支援**

- 障害のある人が、ライフステージのあらゆる段階において、社会の対等な一員として人権を尊重され、能力を最大限発揮できる、その人らしい自立した生活を確保できるよう支援する。
- 就労、スポーツ、文化活動、レクリエーションなどを通じて、一人ひとりの個性と可能性を活かすことができるよう、社会参加を促進する。
- 生活の質（QOL）の向上を図るため、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広い分野において、その人のニーズに応じた総合的かつ継続的なサービスを提供できるよう体制づくりを進める。

### **主体的な選択の尊重**

- 障害のある人が、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていくという考え方を尊重し、生活ニーズに応じたサービスを選択できるよう、情報や学習の場と自己決定を支援する体制の充実を図る。
- サービスに対する苦情解決と利用者の権利擁護を推進する。

### **地域で共生する社会の実現**

- 障害の有無にかかわらず、地域で共生する社会を形成していくため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発と障害のある人本人の意向を尊重した施設等入所（院）者の地域生活への移行を促進する。
- 住み慣れた地域で、安心していきいきと生活できるよう、障害の状態やライフスタイルに応じて、利用することができるサービス基盤の整備を図る。
- 安全で快適な生活ができるよう、心・情報・物の障壁を取り除くため、バリアフリーのまちづくりを推進する。
- 県民すべての参加と協力による計画の推進を図る。

### (3) 施策の体系

施策の体系を次のとおりとする。

下線部は、新規に項目として設定している事項である。

#### I 啓発・広報

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 福祉教育等の推進
- (3) ボランティア活動の推進

#### II 生活支援

- (1) サービス利用の総合的支援
- (2) 障害福祉サービスの充実
- (3) 地域生活支援事業の実施
- (4) 生活安定のための施策の充実
- (5) 福祉機器の開発支援
- (6) 発達障害のある人への支援
- (7) 難病患者への支援
- (8) 高次脳機能障害のある人への支援
- (9) 福祉従事者の養成・確保
- (10) 権利擁護・情報の公開
- (11) スポーツ、レクリエーション及び  
文化活動の推進

#### III 生活環境

- (1) 生活関連施設のバリアフリー化
- (2) 交通・移動手段のバリアフリー化
- (3) 防犯・防災対策の推進
- (4) ユニバーサルデザインの普及

#### IV 教育・育成

- (1) 療育・育成
- (2) 学校教育の充実
- (3) 生涯学習の促進

#### V 雇用・就業

- (1) 雇用等の促進
- (2) 職業能力の開発
- (3) 福祉的就労の充実強化

#### VI 保健・医療

- (1) 障害の予防
- (2) 障害の早期発見・治療の推進
- (3) 医療体制の充実
- (4) 精神障害のある人に対する医療  
体制の充実
- (5) 難病対策等の充実
- (6) 保健・医療従事者の養成・確保

#### VII 情報・コミュニケーション

- (1) 情報バリアフリー化の推進

(4) 施策の展開

施策の展開について次のように作成する。

(分野名)

<基本的な考え方>

<現状と課題>

○

<重点施策と主要事業>

○

Blank rectangular box for content.

(記載例) (※記載内容はあくまでも事例です。)

## I 啓発・広報

### <基本的な考え方>

障害及び障害のある人に関する県民の理解を促進し、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するため、啓発活動を推進する必要があります。

...

### <現状と課題>

- 「障害者基本法」で規定されている「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」という基本的理念に基づき、県民に対して、障害や障害のある人への正しい理解を普及するための広報・啓発活動が必要です。
  
- 平成22年3月に実施したアンケート調査結果によると、.....

### <重点施策と主要事業>

#### (1) 啓発・広報活動の充実

- 障害のある人等への理解を深めるため、市町村や地域住民が取り組む車いす・アイマスク体験、高齢者疑似体験等の開催に対して、助言や資機材提供等を行い、県内全域での体験事業の実施を推進します。

.....

・心のバリアフリー支援事業（障害福祉課）

.....

○第2期岡山県障害者計画と関連する他計画との連携

1 年次スケジュール

【関連する他計画】

計画名	位置付け	H11	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
新おおかやま夢づくりプラン	県施策の長期構想										
	県施策の行動計画 (中期5か年計画)										2020年
障害者基本計画(内閣府)	国の障害者基本計画										
重点施策実施5か年計画(内閣府)	上記の実施計画										
岡山県障害者長期計画(1999-2010)	県の(第1期)障害者計画										
同 第2期実施計画	上記の実施計画										
岡山県障害福祉計画	県の障害福祉計画										

【第2期岡山県障害者計画(仮称)】

計画名	位置付け	H11	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
第2期岡山県障害者計画	県の第2期障害者計画										

第2期障害者計画策定

見直し  
障害福祉計画

基本法又は障害者基本計画(内閣府)見直しによる策定

見直し  
障害福祉計画

※障害者計画と障害福祉計画の一体化検討

2 他計画との調整

- ・平成22年度 「岡山県障害者長期計画」の計画期間終了に伴う計画の策定
- ・平成23年度 「第3期岡山県障害福祉計画」の策定並びに「新おおかやま夢づくりプラン行動計画」の計画期間終了に伴う計画の一部見直し
- ・平成24年度 国の「障害者基本計画」及び「重点実施5か年計画」の計画期間終了に伴う計画の一部見直し
- ・平成26年度 「第2期岡山県障害者計画」及び「第3期岡山県障害福祉計画」の計画期間終了に伴う「岡山県障害者計画」の策定

3 その他

- ・国の動向(障害者自立支援法廃止、新法制定、障害福祉サービスに係る制度変更等)を踏まえ、上記スケジュールを変更することがある。
- ※H22年夏を目途に障がい者制度改革推進会議が制度改革の骨格をまとめる
- ※遅くともH25年8月までに障害者自立支援法は廃止し、新たな総合的福祉法制を実施(自立支援法違憲訴訟終結の基本合意)

第2期障害者計画(仮称)策定スケジュール(案)

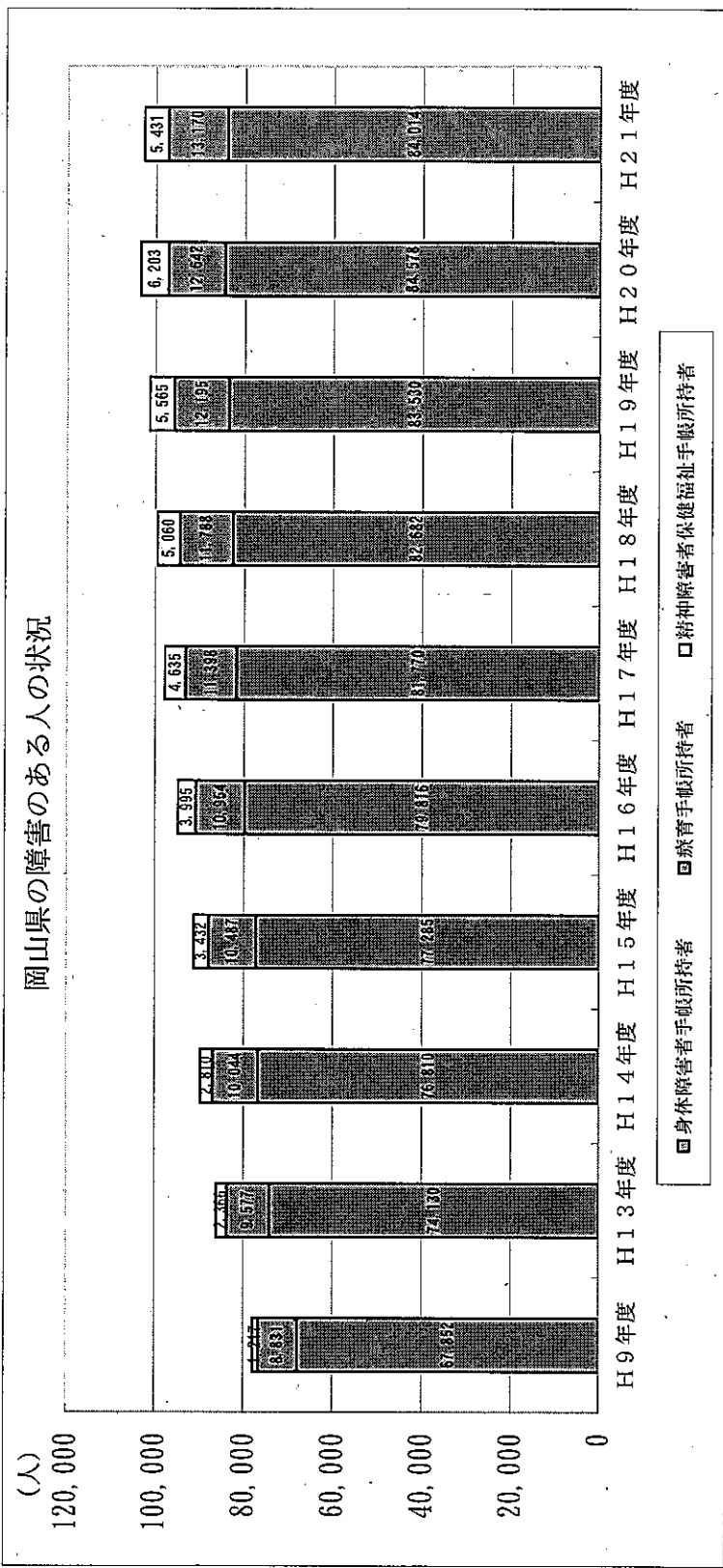
年月	全体	障害者施策推進協議会	庁内・県民局連絡会議	議会	関係団体・圏域協
H22年2月			[H21第1回] アンケート検討 (2/8)		
3月	アンケート調査 ・調査票の配付 ・調査票の回収	[第1回](3/19) ・策定日程 ・アンケート調査実施			
4月	・データ入力				
5月	・集計	※現委員任期(~5/31)	[H22第1回] 基本方針 検討(5/21)		
6月	・分析  基本方針決定 6/下~7/上	[H22第1回] アンケート結果報告 ・基本方針審議 (6/29)			
7月	原案取りまとめ 7/上				関係団体 意見聴取 7/上~7/ 中
8月			[H22第2回] 原案作成 8/中		
9月	計画原案決定 9/上	[H22第2回] 計画原案審議 (9/2)	[H22第3回] 素案作成 9/下		関係団体 意見聴取 9/上~9/ 中
10月	計画素案決定 10/上  パブリックコメント 10/18~11/17頃	[H22第3回] 計画素案審議 10/上		常任委 へ報告 10/15頃	
11月					圏域協議 会からの 意見聴取 10/下~ 11/上  関係団体 意見聴取 10/下~ 11/上
12月	計画決定 12/下	[H22第4回] 最終案審議 12/中~12下	[H22第4回] 最終案作成 11/下	常任委 へ報告 12/15頃	



# 岡山県の障害のある人の状況 (1)

	H 9 年度	H 1 3 年度	H 1 4 年度	H 1 5 年度	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度	H 1 9 年度	H 2 0 年度	H 2 1 年度
身体障害者手帳所持者	67,852	74,130	76,810	77,285	79,816	81,770	82,682	83,530	84,578	84,014
療育手帳所持者	8,831	9,577	10,044	10,487	10,954	11,398	11,788	12,195	12,642	13,170
精神障害者保健福祉手帳所持者	1,217	2,366	2,810	3,432	3,995	4,635	5,060	5,565	6,203	5,431
計	77,900	86,073	89,664	91,204	94,765	97,803	99,530	101,290	103,423	102,615

各年度3月31日現在



身体障害者手帳所持者
  療育手帳所持者
  精神障害者保健福祉手帳所持者

## 岡山県の障害のある人の状況(2)

### 1 身体障害のある人の状況

(1)障害別による状況 (平成22年3月31日現在)(単位:人)

年齢区分	障害区分					合計
	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害	
18歳未満	77	216	12	869	287	1,461
18歳以上	6,202	6,665	897	47,512	21,277	82,553
合計	6,279	6,881	909	48,381	21,564	84,014

(2)年齢別による推移 (平成22年3月31日現在)(単位:人)

年齢区分	平成9年度		平成17年度		平成21年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
18歳未満	1,392	2.1%	1,460	1.8%	1,461	1.7%
18歳以上	66,460	97.9%	80,310	98.2%	82,553	98.3%
合計	67,852	100.0%	81,770	100.0%	84,014	100.0%

(3)等級別による状況 (平成22年3月31日現在)(単位:人)

年齢区分	平成9年度		平成17年度		平成21年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1級	18,302	27.0%	24,912	30.5%	25,724	30.6%
2級	12,437	18.3%	14,682	18.0%	14,113	16.8%
3級	9,323	13.7%	10,651	13.0%	11,199	13.3%
4級	13,778	20.3%	18,435	22.5%	20,552	24.5%
5級	7,168	10.6%	6,540	8.0%	6,245	7.4%
6級	6,844	10.1%	6,550	8.0%	6,181	7.4%
合計	67,852	100.0%	81,770	100.0%	84,014	100.0%

(4)障害区分別による推移 (平成22年3月31日現在)(単位:人)

年齢区分	平成9年度		平成17年度		平成21年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
視覚障害	6,829	10.1%	6,622	8.1%	6,279	7.5%
聴覚・平衡機能障害	7,009	10.3%	7,044	8.6%	6,881	8.2%
音声・言語障害	734	1.1%	874	1.1%	909	1.1%
肢体不自由	40,434	59.6%	47,780	58.4%	48,381	57.6%
内部障害	12,846	18.9%	19,450	23.8%	21,564	25.7%
合計	67,852	100.0%	81,770	100.0%	84,014	100.0%

### 2 知的障害のある人の状況

(1)障害別による状況 (平成22年3月31日現在)(単位:人)

年齢区分	障害区分		
	療育手帳A	療育手帳B	合計
18歳未満	1,092	1,976	3,068
18歳以上	3,909	6,193	10,102
合計	5,001	8,169	13,170

(2)障害等級別による推移 (平成22年3月31日現在)(単位:人)

年齢区分	平成9年度		平成17年度		平成21年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
療育手帳A	3,720	42.1%	4,578	40.2%	5,001	38.0%
療育手帳B	5,111	57.9%	6,820	59.8%	8,169	62.0%
合計	8,831	100.0%	11,398	100.0%	13,170	100.0%

(3)年齢別による推移 (平成22年3月31日現在)(単位:人)

年齢区分	平成9年度		平成17年度		平成21年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
18歳未満	1,815	20.6%	2,525	22.2%	3,068	23.3%
18歳以上	7,016	79.4%	8,873	77.8%	10,102	76.7%
合計	8,831	100.0%	11,398	100.0%	13,170	100.0%

### 3 精神障害のある人の状況

(平成22年3月31日現在)(単位:人)

障害等級区分	人数
1級	921
2級	3,970
3級	540
計	5,431